

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
四日市市	河原田地区	令和4年3月15日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	38ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	22ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	14ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	10ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	—

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地が増え、非農家の割合が増えたことにより、地域住民・農地所有者の農業に対する理解が薄れてきている。そのため、農地の景観保全や出合い作業での人の確保が困難になってきていることに加え、地産地消の意識が低くなっている。 ・農業者の高齢化が進んでいるが、後継者につながらない。 ・道が狭く、舗装されていないため、農作業がしにくい。 ・水田においては、既に太陽光発電の設置がされている部分があり、今後太陽光発電が増えていくと、農地の分散により周辺での営農継続が難しくなる。また、水路の老朽化により、今後の水源確保が難しくなる可能性がある。 ・みかんにおいては、竹や雑木により、日陰に起因する生育不良・伐採処理にかかる手間・鳥獣被害が問題となっている。また、防除等の手作業が多く、労力が必要である。販売面においても強化する必要がある。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>水田においては、地区内の農地利用は主に中心経営体が担い、集約化を進めていく。 みかんにおいては、離農や規模縮小を希望する人がいた場合、中心経営体に集約できないかを検討し、可能な農地においては集約していく。</p>

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、398筆、137,404㎡となっている。</p>
<p>地区の営農方針 当プランをもとに、話し合いを継続的に実施する。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 将来の経営農地の集約化を目指し、市街化調整区域においては、農地の受け手・出し手とともに中間管理機構を活用していく。</p>
<p>地域との連携 ・水田においては、水路の老朽化による問題を中心経営体で共有し、解決策を検討していく。 ・地域の共同活動によって支えられている農地の景観保全や出合い作業を継続的に維持できるよう、農家・非農家とも連携していく。 ・地域の学校との連携を強化し、地元特産物の良さを知ってもらう。</p>
<p>特産化作物の生産方針 ・水田においては、主食用米だけでなく、飼料用米や小麦・大豆等の転作作物の可能性を検討していく。 ・みかんにおいては、柑橘組合を活性化させ、より機能させていく。 ・「河原田みかん」をPRし、販路開拓をしていく。 ・新規作物として、竹林を生かした作物(タケノコ等)の生産も検討していく。</p>
<p>里山の整備・鳥獣害対策 市補助金等を利用し、里山の整備や鳥獣害対策を行う。</p>